

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和4年8月23日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200015号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200037号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成21年7月17日は11万2,000円、平成21年12月18日は9万6,000円、平成22年7月23日は12万8,000円、平成22年12月24日は8万円、平成23年7月25日は16万2,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月17日、平成21年12月18日、平成22年7月23日、平成22年12月24日及び平成23年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月17日、平成21年12月18日、平成22年7月23日、平成22年12月24日及び平成23年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年7月  
② 平成21年12月  
③ 平成22年7月  
④ 平成22年12月  
⑤ 平成23年7月

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与に係る給与支給明細書、請求期間当時にA社が給与計算を委託していた事業所から提出された支給控除項目一覧表(平成21年第1回6月分賞与、平成21年第2回12月分賞与、平成22年第1回7月分賞与及び平成22年第2回12月分賞与)及び平成21年分から平成23年分までに係る給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿並びに事業主の回

答により、請求者は、事業主から、請求期間①は 11 万 2,000 円、請求期間②は 9 万 6,000 円、請求期間③は 12 万 8,000 円、請求期間④は 8 万円、請求期間⑤は 16 万 2,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間①から⑤までの賞与支払年月日については、事業主から提出された預金通帳の写しから、請求期間①は平成 21 年 7 月 17 日、請求期間②は平成 21 年 12 月 18 日、請求期間③は平成 22 年 7 月 23 日、請求期間④は平成 22 年 12 月 24 日、請求期間⑤は平成 23 年 7 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 7 月 17 日、平成 21 年 12 月 18 日、平成 22 年 7 月 23 日、平成 22 年 12 月 24 日及び平成 23 年 7 月 25 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成 22 年 1 月以降は、年金事務所)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200012号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200036号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年11月から昭和57年7月1日まで

請求期間について、A社で機械工として勤務していたが、厚生年金保険の記録は昭和57年7月1日資格取得となっており、請求期間の記録がない。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、請求期間当時の資料はなく、当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において昭和57年7月1日に資格取得し、厚生年金保険被保険者原票における資格取得年月日と一致している上、同被保険者原票において、資格取得年月日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

さらに、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和57年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているものの、請求期間のうち、昭和56年11月から昭和57年5月31日までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていることを確認できる資料等を所持しておらず、同僚からも請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200023号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200038号

## 第1 結論

平成31年2月1日から令和元年9月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

平成30年12月7日、令和元年7月5日及び令和元年12月6日について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成31年2月1日から令和元年9月1日まで  
② 平成30年12月7日  
③ 令和元年7月5日  
④ 令和元年12月6日

平成30年11月給与より、本来支払われるはずの家族手当が支給されていなかった。令和4年3月に遡及して支払われ、同月に平成31年2月の月額変更の取消、令和2年月額算定の修正及び平成30年12月から令和3年12月までの賞与支払届の見直しをA社にて実施したが、請求期間①の見直し後の標準報酬月額及び請求期間②から④までの見直し後の標準賞与額は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間①から④までについて、当該見直し後の標準報酬月額及び標準賞与額に相当する報酬額が支払われたので、それぞれの当該見直し後の標準報酬月額及び標準賞与額を保険給付の対象となる記録に見直し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 請求期間①について、オンライン記録によると、平成31年2月の随時改定により、請求者の標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、当該随時改定を取り消す旨の厚生年金保険被保険者月額変更届取消届(以下「取消届」という。)が、A社から年金事務所に提出され、請求期間①の標準報酬月額は、36万円とされたものの、当該取消届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年3月7日(受付)に年金事務所に提出されたことから、請求期間①の標準報酬月額(36万円)は、厚生年金保険法第75条

本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録されている。

また、A社から提出された請求者の2022年3月度給与明細書及び家族手当未払い精算に関する資料並びに事業主の回答により、請求期間①当時の給与明細書において記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、32万円であることが確認できるところ、家族手当未払い精算後の請求者の請求期間①に係る各月の報酬月額に相当する標準報酬月額は、32万円を上回る額（36万円）であると認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録により確認できる請求期間①の標準報酬月額（32万円）を上回るものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（32万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる上、A社は、請求期間①当時の厚生年金保険料控除額について、給与明細書に記載されているとおりに控除したと陳述していることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

このほか、請求期間①について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 請求期間②から④までについて、オンライン記録によると、当該期間の標準賞与額は、当初、請求期間②は78万5,000円、請求期間③は56万9,000円、請求期間④は57万7,000円と記録されていたところ、厚生年金保険被保険者賞与支払届訂正届（以下「訂正届」という。）が、A社から年金事務所に提出され、請求期間②は81万8,000円、請求期間③は59万3,000円、請求期間④は60万1,000円に訂正されたものの、当該訂正届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年3月7日（受付）に年金事務所に提出されたことから、訂正後の標準賞与額（請求期間②は81万8,000円、請求期間③は59万3,000円、請求期間④は60万1,000円）は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（訂正前の標準賞与額を除く。）として記録されている。

また、請求期間②から④までについて、A社から提出された当該期間に係る

期末手当明細書、2022年3月度給与明細書及び家族手当未払い精算に関する資料並びに事業主の回答により、請求者は、家族手当未払精算後において、オンライン記録により確認できる標準賞与額（請求期間②は78万5,000円、請求期間③は56万9,000円、請求期間④は57万7,000円）を超える標準賞与額に相当する賞与額（請求期間②は81万8,000円、請求期間③は59万3,000円、請求期間④は60万1,000円）の支払を受けたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から④までの賞与額に相当する標準賞与額（請求期間②は81万8,000円、請求期間③は59万3,000円、請求期間④は60万1,000円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準賞与額（請求期間②は78万5,000円、請求期間③は56万9,000円、請求期間④は57万7,000円）を上回るものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準賞与額（請求期間②は78万5,000円、請求期間③は56万9,000円、請求期間④は57万7,000円）は、オンライン記録の標準賞与額と同額であることが確認できる上、A社は、請求期間②から④までの厚生年金保険料控除額について、期末手当明細書に記載されているとおり控除したと陳述していることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

このほか、請求期間②から④までについて、請求者の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②から④までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。